

【文部科学省】

国立特別支援教育総合研究所	事務及び事業の見直し
	<p> <b>【研究事業評価システムの見直し】</b>            教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案（事前）・実施時（中間）、研究成果（事後）を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。            上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえるとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る。         </p> <p> <b>【研修事業評価システムの見直し】</b>            教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案（事前）・実施時（中間）、実施後（事後）において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。            平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。            上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえるとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。         </p> <p> <b>【研修事業】</b>            平成20年度より一部研修を廃止(13研修 10研修)する。         </p> <p> <b>【個別教育相談業務】</b>            保護者等からの個別の教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。            平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。         </p>
	運営の効率化及び自律化
	<p> <b>【自己収入の増大】</b>            競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。         </p>

<p>大学入試センター</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【大学入試センター試験の実施事業】</b>          秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。          調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する。</p> <p><b>【大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業】</b>          平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。          「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【保有資産の見直し】</b>          現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。</p>
<p>国立青少年教育振興機構</p>	<p>組織の見直し</p> <p><b>【組織体制の整備】</b>          各教育拠点の組織の見直し（2課体制から次長制（課長級1名体制）への移行）を実施し、平成22年度までに27施設で管理職ポストを削減。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【保有資産の見直し】</b>          国立オリンピック記念青少年総合センターについて、ネーミングライツの導入の可能性について検討を行い、平成20年度に結論を得る。          青少年交流の家及び青少年自然の家について、稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結論を得る。          青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。</p>

	<p>その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。</p> <p>【自己収入の増大】 外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
国立女性教育会館	事務及び事業の見直し
	<p>【女性教育関係事業】 女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】 法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的在り方について平成20年度内に結論を得る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】 外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
国立国語研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【日本語コーパス事業】 民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。</p> <p>【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】 平成20年度中に廃止する。</p> <p>【外来語言い換え提案事業】 平成20年度中に廃止する。</p> <p>【日本語教育事業】 他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。</p> <p>【漢字情報データベース事業】 平成20年度中に廃止する。</p> <p>【図書館事業】 平成20年度中に廃止する。</p>
	組織の見直し

	<p><b>【法人形態の見直し等】</b> 大学共同利用機関法人に移管する。</p> <p><b>【電話対応グループ】</b> 平成20年度中にHP上でFAQ（よくある質問に対する回答）を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。</p>
国立科学博物館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【資料収集・保管、展示・学習支援活動】</b> 学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。</p> <p><b>【民間競争入札の適用】</b> 国立科学博物館の施設管理・運營業務（展示業務の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成20年度末までに結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p> <p><b>【組織体制の整備】</b> 限られた資源の中、調査研究と資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施し、さらなる成果を上げるため、部課等の再編を含めた組織の見直しを図り、人件費削減と的確な職務の遂行、組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し、平成20年度内に結論を得る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【業務運営体制の整備】</b> 特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成20年度内に、その具体的在り方について結論を得る。</p> <p><b>【自己収入の増大】</b> 外部資金の活用を引き続き図るとともに、入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p> <p><b>【霞ヶ浦地区】</b> 霞ヶ浦地区について、処分及び有効活用等、多様な観点に基づき、資産の見直しの検討を行う。</p>
物質・材料研究機構	<p>事務及び事業の見直し</p>

**【研究開発事業の重点化・役割の明確化】**

科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。

生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。

液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。

ナノテクノロジー - を活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する（民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等）。

平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。

**【研究開発事業評価システムの見直し】**

平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。

**【民間委託の推進等】**

平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。

平成19年度から少額契約案件において、インターネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。

**組織の見直し**

**【支部・事業所等の見直し】**

目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に集約し、跡地の売却に取り組むべく検討し、平成20年度中に結論を得る。

平成19年度中にナノテク総合支援プロジェクトセンター（東京）の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。

**運営の効率化及び自律化**

**【自己収入の増大】**

民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の

	<p>増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p><b>【業務運営体制の整備】</b> 既に導入している上長が行う業績評価に基づき、各職員の業績評価を勤勉手当に反映させる人事処遇制度について平成20年度中に必要な見直しを行った上で推進する。 招へい経費の節減等により、一層の経費の節減を図るため、平成20年度中に新たな措置を講ずる。</p>
防災科学技術研究所	事務及び事業の見直し
	<p><b>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</b> 科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。</p> <p><b>【研究開発事業評価システムの見直し】</b> 各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえるとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。</p> <p><b>【波浪等観測事業】</b> 平成19年度中に廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p><b>【法人形態の見直し】</b> 海洋研究開発機構と統合する。</p> <p><b>【支部・事業所等の見直し】</b> 平成19年度中に平塚実験場を廃止する。 平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p><b>【自己収入の増大】</b> 外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。 平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する。</p>
放射線医学総合研究所	事務及び事業の見直し
	<b>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</b>

科学技術政策において放射線医学総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。

**【研究開発事業評価システムの見直し】**

各研究課題について客観的・具体的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより質の底上げを図る。

**【研修事業計画の見直し】**

研修コースへの参加状況や社会ニーズを適切に分析し、参加率が低いなどニーズの低いコースについては、随時研修内容の改善や研修コース自体の廃止を含めて平成20年度中に見直しを行う。

**【民間委託の推進等】**

定型業務の民間委託を引き続き実施するとともに、外部委託が可能な業務について継続的に検討し積極的に民間委託を実施する。

具体的には、

- ・ 給与計算業務を平成20年度当初に民間に委託する。
- ・ 実験動物の所内生産供給のうち定型的な実験動物の所内生産供給を平成19年度以降、順次外部委託し現行中期目標計画中に完了する。

**組織の見直し**

**【支部・事業所等の見直し】**

平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。

茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所を廃止する。

**運営の効率化及び自律化**

**【自己収入の増大】**

重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため定量的な目標を平成20年度中に策定する。

具体的には以下の方法により、自己収入の拡大を検討する。

- ・ 治療計画や照射ビーム制御手法の改良による治療の効率化とともに、現在検討中の治療エリアの増築により、治療患者数の増加を図り、臨床医学収入の拡大を図る。
- ・ 特許取得及び知的財産の管理を戦略的に進め、技術移転機関等のサポートを得ることにより特許収入やノウハウ提供等の技術移転を増し、自己収入の増加を図る。
- ・ 企業等との共同開発が期待できる研究開発に関しては、積極的に企業等との共同研究を企画・推進し、共同研究資金の調達など外部資金の確保を図る。

国立美術館	事務及び事業の見直し
	<p>【民間競争入札の適用】 東京国立近代美術館等の管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。 企画機能強化のため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。</li> <li>・ 各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。</li> <li>・ 各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年度内に結論を得る。</li> </ul> <p>【自己収入の増大】 外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
国立文化財機構	事務及び事業の見直し
	<p>【民間競争入札の適用】 東京国立博物館等の施設管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】 外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
教員研修センター	事務及び事業の見直し
	<p>【学校教育関係職員に対する研修】 研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、できる限り早急を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。</li> <li>・ 海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。</li> </ul>

	<p><b>【民間委託の推進】</b> 施設の管理・運營業務について、引き続き民間委託を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p><b>【経費節減】</b> 委託等により実施する研修に必要な経費について、平成22年度までに地方公共団体の負担を1/2から全額とする。</p>
<p>科学技術振興機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業】</b> 助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・発信の仕組み及び日本版パイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD（プログラムディレクター）、PO（プログラムオフィサー）が一体的・効果的に機能する仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。 審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を継続的に進める。 政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を不断に見直すこととする。 平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p> <p><b>【科学技術情報流通促進事業】</b> 平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策定（第 期経営改善計画中に前倒し策定を予定）し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。 利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止（廃止基準の策定）及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。 科学技術情報流通促進事業（一般勘定）のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p>

**【組織体制の整備】**

東京本部について、自ら保有し、現地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、説明責任を果たすべく、具体的なスケジュールを示して検討する。

JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。

**【支部・事業所等の見直し】**

海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。

運営の効率化及び自律化

**【科学技術理解増進事業】**

日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加分策プログラム」を着実に実施する。

**【保有資産の見直し】**

区分所有している茅野（車山）の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については、設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。

**【業務運営体制の整備】**

管理職の割合を縮減し、給与水準の引下げを図る。

**【随意契約の見直し】**

分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。

日本学術振興会

事務及び事業の見直し

**【学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業】**

助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。

競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。

審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。

審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。

平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応

	<p>募要件とする。</p> <p><b>【研究者養成のための資金の支給】</b>          特別研究員（21世紀COEプログラム）については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。          特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者（DC）の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。</p> <p><b>【学術の国際交流事業の促進事業】</b>          日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。          外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p><b>【支部・事業所等の見直し】</b>          海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p><b>【業務運営体制の整備】</b>          複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。          「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。</p> <p><b>【随意契約の見直し】</b>          平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p>
<p>理化学研究所</p>	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p><b>【使命の明確化等】</b>          使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独</p>

	<p>立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。 実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p><b>【新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業】</b> 当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター）、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業（横浜研究所のゲノム科学総合研究センター）を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p><b>【組織体制の整備】</b> 平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。</p> <p><b>【支部・事業所等の見直し】</b> 海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。 駒込分所について、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。 板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【自己収入の拡大】</b> 各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。</p> <p><b>【研究成果の社会への還元】</b> 研究成果については、積極的に社会への還元に努める。 知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。</p>
<p>宇宙航空研究開発機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業】</b> 宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。 H- Aロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時までには、民間企業に対する指導監督業務等の在り方を見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行う。</p>

	<p>今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずる。</p> <p><b>【宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業】</b>      実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化する。</p> <p><b>【社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業】</b>      国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p><b>【組織体制の整備】</b>      東京事務所（千代田区丸の内）及び大手町分室（千代田区大手町）については、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部（調布市）等に統合する。</p> <p><b>【支部・事業所等の見直し】</b>      次期中期目標期間終了時（平成24年度末）までに、横浜監督員分室及び汐留分室を廃止するとともに、平成19年度中に三陸大気球観測所を廃止する。さらに、これにとどまらず、今後も極力集約化を行う。見直し、重点化等に伴い、関係の経費及び人員を削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【施設・設備の外部への供用】</b>      保有する施設・設備については、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進する。</p> <p><b>【研究成果の社会への還元】</b>      研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元に努める。</p> <p><b>【保有資産の見直し】</b>      事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。      野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。      鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。</p>
<p>日本スポーツ振興センター</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【スポーツ振興投票業務】</b>      スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。      その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、ス</p>

	<p>ポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。</p> <p>なお、その間にあって、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないように、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。</p> <p><b>【スポーツ振興のための助成業務】</b></p> <p>助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。</p> <p><b>【災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務】</b></p> <p>災害共済給付業務については、更なる合理化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得る。</p> <p>学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。</p> <p><b>【スポーツ施設の運営・提供等に関する業務】</b></p> <p>国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p><b>【資産の有効活用等】</b></p> <p>国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、ネーミングライツの導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。</p> <p>その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。</p>
<p>日本芸術文化振興会</p>	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p><b>【芸術文化振興のための助成事業の一元化】</b></p> <p>文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大し</p>

	<p>ないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。</p> <p><b>【伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し】</b></p> <p>伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能（寄席囃子）」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。</p> <p>現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。</p> <p><b>【国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等】</b></p> <p>外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。</p> <p>特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘（「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」（平成19年9月））に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【施設の有効活用等】</b></p> <p>国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。</p>
<p>日本学生支援機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【奨学金貸与事業】</b></p> <p>延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p><b>【留学生支援事業】</b></p> <p>東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。</p> <p><b>【学生生活支援事業】</b></p> <p>学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではな</p>

	<p>く、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p><b>【市場化テストの拡大】</b>  国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運營業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運營業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p><b>【組織体制の整備】</b>  日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p><b>【人員、組織の徹底したスリム化】</b>  奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時（平成25年度）までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p><b>【保有資産の見直し】</b>  東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。  市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。  国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。  高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得るよう検討する。</p>
<p>海洋研究開発機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p><b>【使命の明確化等】</b>  使命の明確化を図り、海洋に関する基礎的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との</p>

	<p>役割分担の明確化を図る。</p> <p>実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p><b>【研究開発プロジェクトの進行管理】</b></p> <p>開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。特に、統合国際深海掘削計画（IODP）に基づく深海地球ドリリング計画については、進行管理を徹底するとともに、進ちょく状況や成果等を国民に分かりやすい形で示す。</p> <p><b>【科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業】</b></p> <p>「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p><b>【法人形態の見直し】</b></p> <p>防災科学技術研究所と統合する。</p> <p><b>【組織体制の整備】</b></p> <p>海洋研究開発機構が保有する船舶（7隻）において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、東京大学海洋研究所において一元的に実施する。これに伴い、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図る。</p> <p><b>【支部・事業所等の見直し】</b></p> <p>今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止する。</p> <p>むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p><b>【業務運営体制の整備】</b></p> <p>海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船（2隻）については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。</p> <p><b>【研究成果の社会への還元】</b></p> <p>研究開発の成果については、積極的に社会への還元に努める。</p>
<p>国立高等専門学校機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p>

	<p><b>【国立高等専門学校の配置の在り方の見直し】</b> 入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得る。</p> <p><b>【専攻科の見直し】</b> 職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することとの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p> <p><b>【組織体制の整備】</b> 事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【自己収入の増大】</b> 実施する研究については、共同研究、受託研究等の受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組む。</p>
<p>大学評価・学位授与機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【認証評価業務】</b> 民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。</p> <p><b>【認証評価業務・国立大学法人評価業務】</b> 民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図る。</p> <p><b>【学位授与業務】</b> 業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。</p> <p><b>【調査研究業務】</b> 国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業</p>

	務の効率化を図る。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 国立大学財務・経営センターと統合する。
	運営の効率化及び自律化
	【資産の有効活用】 小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。
国立大学財務・経営センター	事務及び事業の見直し
	【融資等業務】 融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。 財政投融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。 【キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営】 キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。 【学術総合センターの共用会議室の管理運営】 平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 大学評価・学位授与機構と統合する。 【組織体制の整備】 平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。
	運営の効率化及び自律化
	【経費節減】 運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率

	<p>化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。</p>
メディア教育開発センター	事務及び事業の見直し
	<p><b>【法人形態の見直し】</b> メディア教育開発センターの事務及び事業については、独立行政法人において実施する必要性が薄れたと考えられることから、現行中期目標期間終了時において、廃止する。</p> <p>なお、日本の大学教育の国際競争力の向上のためICT活用教育を推進することは必要であるとの観点から、これまでメディア教育開発センターが行ってきた事務及び事業については、内容を精査した上で、メディア教育開発センターが放送大学と緊密な連携協力を図ってきた経緯も踏まえ、放送大学学園において実施するものとし、そのための所要の措置を講ずる。</p>
	組織の見直し
	同上
日本原子力研究開発機構	事務及び事業の見直し
	<p><b>【原子力システムの研究開発等研究開発業務】</b> 機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。</p> <p>「ふげん」、「自由電子レーザー（FEL）」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。</p> <p><b>【展示・理解促進活動】</b> 展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p><b>【J-PARCの運営の効率化】</b> 大強度陽子加速器施設（J-PARC）については、平成19年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。</p>

**【自己収入の増大】**

共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。

**【保有資産の見直し】**

使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地（西地区）」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。

青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。

**【業務運営体制の整備】**

コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。